

防火基準適合表示制度のご案内

☆制度の概要

この制度は、ホテル・旅館等を対象に、利用者の安全を確保するため、防火・防災管理業務、消防用設備の設置・維持・管理及び重要な建築構造等の適法性を消防機関が審査し、防火・防災管理上の一定の基準（以下、「表示基準」といいます。）に適合しているものについて、その情報を利用者等に提供するための表示を行う制度です。表示基準に適合していると認められたホテル・旅館等は、その旨を示すマーク（以下「表示マーク」といいます。）を掲出することができます。

☆制度の対象となる建物

ホテル・旅館等（建物の一部にホテル・旅館等がある建物を含みます。）で、次の(1)及び(2)に該当する建物。

- (1) 防火管理者の選任義務がある（消防法第8条の適用がある）こと
- (2) 地階を除く階数が3階以上の建物であること

※ 対象となるホテル・旅館等の関係者から申請があった場合に、消防機関が審査を行います。

☆表示マークについて

消防機関の審査の結果、表示基準に適合していると認められた場合は、「表示マーク」を交付します。



← 表示マーク<銀>

表示基準に適合していると認められたホテル・旅館等に交付されます。

※有効期間：1年間



← 表示マーク<金>

継続して3年以上表示基準に適合していると認められたホテル・旅館等に交付されます。

※有効期間：3年間

※ 継続して掲出を希望する場合、「表示マーク」の有効期間中に改めて申請を行い、表示基準に適合していることを認められる必要があります。

※ 表示マークは、ホテル・旅館等に掲出できるほか、ホームページなどにも掲載できます。

☆表示マークの返還

「表示マーク」を掲出している防火対象物が次のいずれかの事由に該当する場合、「表示マーク」を消防機関に返還しなければなりません。

- (1) 「表示マーク」の有効期間が満了し、交付（更新）申請を行わない場合
- (2) 「表示マーク」の有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合
 - ① 表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
 - ② 当該対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果不適合であることが確認された場合
 - ③ ホームページ等への「表示マーク」の使用に際して、配布された「表示マーク」の電子データを無断で転用した場合

☆旅館ホテル等自主点検報告表示制度の廃止について

旅館ホテル等自主点検報告表示制度（旧制度）については本制度の開始に伴い、廃止されました。

☆申請に必要な書類

- 表示マーク交付（更新）申請書 （1部）
- 添付書類（1部）

- ① 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- ② 防火対象物定期点検報告書
- ③ 防災管理点検報告書
- ④ 建築基準法に定める定期調査報告書

最新の報告書の写し

- ⑤ 製造所等定期点検記録表（申請日から過去1年以内に実施した報告書の写し）
- ⑥ その他消防本部等が必要と認める書類